



2025 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社アストロスケールホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 岡田 光信
(コード：186A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役兼 CFO 松山 宜弘
(TEL. 03-3626-0085)

海外募集による新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり海外募集による新株式発行（以下「本海外募集」といいます。）に関して決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本海外募集の背景と目的

当社グループは、「将来の世代の利益のための安全で持続可能な宇宙開発」をビジョンとして掲げ、宇宙空間における軌道上サービス（注1）を通じて事業を展開しています。このサービスを通じ、人工衛星運用者やロケット事業者の事業価値の向上に寄与し、宇宙の持続的可能性を促進することを目指しています。軌道上サービスは今後の宇宙開発に必要不可欠なサービスであり、米 Northern Sky Research 社の調査によれば、2023 年から 2033 年の間に全世界で累計市場規模が 182 億ドルに達することが見込まれております。

技術面において、当社グループは、2021 年に打ち上げた ELSA-d ミッション、2024 年に打ち上げた ADRAS-J ミッションを通じ、軌道上サービスの実現に不可欠なコア技術である「宇宙空間の非協力物体（注2）に対する RPO 技術（注3）」を民間企業として世界で初めて軌道上で実証することに成功しました。特に ADRAS-J ミッションでは、2024 年 5 月、本物の巨大なスペースデブリ（宇宙ゴミ。以下「デブリ」といいます。）に対し、約 50m 地点への接近、定点観測・周回観測といった予定されたミッションを達成しました。さらに、同年 11 月には、デブリに約 15m まで近づくという極めて難易度が高く、世界初となるミッションを成功させました。この技術を活用し、人工衛星やデブリの点検・観測、軌道変更・軌道維持、燃料補給、廃棄といった多様な軌道上サービスを提供することにおいて、当社グループは世界をリードしていると考えております。

事業面において、当社グループは、前述の技術優位性に加え、世界 5 か国に拠点を展開し、現地の経営陣やエンジニア、営業部隊等を配置しています。一部拠点では生産設備も備え、現地化した拠点を有することで各国政府機関からの受注を可能とするための体制を整えております。その結果、日本、英国、欧州、米国等の各国で多様なミッションを受注し、グループ全体として分散化されたプロジェクトポートフォリオを実現しております。また、グローバル拠点網を活かし、受注を急速に伸ばしており、2024 年 4 月末時点の受注残高は 28,535 百万円であり、直近の受注残高（2025 年 1 月末時点＋新規契約）は 47,085 百万円に達しております（注4）。

当社グループを取り巻く軌道上サービス市場では、技術の進展とともに、国際機関や業界団体の取り組み、各国政府等による政策推進が加速しております。例えば、米国連邦通信委員会（FCC）は、宇宙機の運用終了から 5 年以内の軌道離脱を必要とする命令（5 年ルール）を 2022 年 9 月に発布しました。この 5 年ルールは 2 年の猶予期間を経て、2024 年 9 月 30 日以降に打ち上げられる

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもありません。米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、米国証券法に基づいて作成される英文目論見書によって行うこととなり、同文書は当社より入手することができますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されていません。なお、この文書で言及されている本海外募集に係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

衛星に適用されております。この規制により、将来的には、民間衛星事業者の衛星がデブリ化した際、除去ビジネスの受注が期待されます。更に、国連や G7 などの国際機関等によるスペースデブリ問題に関する協議の活発化や発表を受けて、デブリの脅威に対する認知度が向上しています。デブリ除去を促進する仕組み作りへの機運、Space Sustainability に関するイニシアティブや軌道上サービスの事業化に対する需要は加速度的に増大しております。

また、当社は、2024 年 6 月の東京証券取引所グロース市場への上場後、新たに防衛関連ビジネスの急速な成長を確認しております。各国の防衛機関において、軌道上の脅威を把握するための点検・観測サービスや衛星の運用柔軟性を高める燃料補給サービスが安全保障の観点で極めて有用であると捉えられています。当社グループでは、グローバル拠点網を最大限活用し、既に米国宇宙軍からは燃料補給ミッション APS-R (2023 年 9 月 25 日公表、受注金額 41.2 百万米ドル (税抜、6,011 百万円 (注 5)))、英 BAE Systems 社からは点検・観測ミッション (2025 年 1 月 14 日公表、受注金額 5.15 百万英ポンド (税抜、1,002 百万円 (注 6)))、日本の防衛省からは点検・観測ミッション (2025 年 2 月 27 日公表、受注金額 6,609 百万円 (税抜)) 等を受注しております。地政学リスクの高まりを背景に、防衛関連ビジネスは当社の重要な成長ドライバーの一つになると考えられることから、今後も継続的に本分野に投資してまいります。

加えて、寿命延長サービス (LEX) の民間需要も高まっております。当社グループの寿命延長衛星 LEXI シリーズの初号機である LEXI-P を用いた寿命延長サービスの契約について、今年は、従前より継続している特定の顧客との交渉に加えて、新規の潜在顧客からの問い合わせも増加しており、協議が相当程度進んでいる潜在顧客もあります。寿命延長サービスでは、衛星を自社資金で製造した後に、衛星を自社で保有しつつ顧客からサービス収入を稼得する取引形態と、製造した衛星を顧客に引き渡すこととし、衛星の製造の進捗に伴い収入を稼得する取引形態があるところ、前者の取引形態を採用する場合には、一定程度の自己負担での初期投資が必要となりますが、他方で顧客層を拡大することが可能となり、収益基盤の拡大に寄与すると考えております。

当社グループは、これまで、上場時に調達した資金を活用し、着実に事業成長を加速させてまいりました。今後も、当社グループの軌道上サービスを更に成長させるため、プロジェクト開発費、研究開発費及び設備投資を確保しつつ、拡大が期待される市場需要に確実に対応できるよう当社グループの事業を展開してまいります。これらの資金の調達を目的として、今般、本海外募集を実施することを決定いたしました。

(注 1) 人工衛星やデブリ等に対して軌道上において提供するサービスのことをいいます。

(注 2) 「宇宙空間の非協力物体」とは、デブリなど、位置情報を発信せず自由運動 (回転など) をして宇宙空間を飛翔している物体を指します。

(注 3) Rendezvous and Proximity Operations (ランデブ・近傍運用) 技術の略です。

(注 4) 受注残高は、受注残総額 (所定の時点までに締結された契約に基づき当社グループが支払いを受けた又は受けることができる金額の総額のうち、当該時点において収益計上がなされていないもの) に、選定済み案件による想定受注残総額及び競合不在の後続フェーズにおける想定受注残総額を加えて算出しております。直近の受注残高 (2025 年 1 月末時点+新規契約) については、2025 年 4 月期第 3 四半期連結累計期間末時点の受注残高 (現時点では未受注であるものの競合が存在しない後続フェーズにおける当社グループによる受注が期待できると認識する ISSA-J1 フェーズ 3 に係る想定受注残総額 (3,808 百万円) 及び 2025 年 1 月に採択された K Program における想定契約金額 (総額最大 12,000 百万円 (間接経費、消費税等を含み、消費税等として 10%分が含まれる前提)) を含みます) に、当該期間後に受注した防衛省との大型契約 (2025 年 2 月 27 日公表、受注金額 6,609 百万円 (税抜)) 及び米国宇宙軍との APS-R に関する延長契約締結による増額分 (2025 年 4 月 8 日公表、増加金額 1,711 百万円 (注 5)) 等を加えておりますが、当該期間後に収益計上された金額は控除しておりません。後続フェーズについては契約の締結に至っていないため、当社グループが後続フェーズを受注できず、又は、実際の受注金額が当社の想定と異なる可能性があります。2024 年 4 月末時点の受注残高は 2024 年 4 月末時点の為替レートにより、直近の受注残高 (2025 年 1 月末時点+新規契約) は 2025 年 1 月末時点の為替レートにより換算。

(注 5) 2025 年 4 月 7 日現在における為替レート (1 米ドル=145.78 円) により換算。

(注 6) 2025 年 1 月 10 日現在における為替レート (1 英ポンド=194.58 円) により換算。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法 (以下「米国証券法」といいます。) に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもありません。米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、米国証券法に基づいて作成される英文目論見書によって行うこととなり、同文書は当社より入手することができますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておりません。なお、この文書で言及されている本海外募集に係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

2. 海外募集による新株式発行

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 18,000,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、2025 年 5 月 19 日（月）から 2025 年 5 月 22 日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定いたします。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。 |
| (4) 募集方法 | 欧州及び米国を中心とする海外市場（但し、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）における募集とし、Morgan Stanley & Co. International plc、Mizuho International plc 及び Nomura International plc を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする引受人（以下「引受人」といいます。）に、上記(1)に記載の全株式を総額個別買取引受けさせます。
なお、発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定いたします。 |
| (5) 引受人の対価 | 当社は、引受人に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして発行価格（募集価格）と引受人より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金といたします。 |
| (6) 払込期日 | 2025 年 5 月 23 日（金）から 2025 年 5 月 27 日（火）までの間のいずれかの日。但し、発行価格等決定日が 2025 年 5 月 19 日（月）の場合は 2025 年 5 月 23 日（金）とし、発行価格等決定日が 2025 年 5 月 20 日（火）から 2025 年 5 月 22 日（木）までの間のいずれかの日の場合は発行価格等決定日の 3 営業日後の日とします。 |
| (7) 受渡期日 | 上記払込期日の翌営業日とします。 |
| (8) 申込株数単位 | 100 株 |
| (9) 発行価格（募集価格）、払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額その他本海外募集に必要な一切の事項の決定及び手続の実施（関連する諸契約の締結及び関連書類の作成を含みます。）については、代表取締役社長兼 CEO 岡田光信又はその選任する代理人に一任いたします。 | |

<ご参考>

1. 今回の新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	117,517,800 株	(2025 年 4 月 30 日時点)
本海外募集による増加株式数	18,000,000 株	
本海外募集後の発行済株式総数	135,517,800 株	

(注) 当社は、新株予約権を発行しているため、発行済株式総数は、2025 年 4 月 30 日現在の数字を記載しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもありません。米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、米国証券法に基づいて作成される英文目論見書によって行うこととなり、同文書は当社より入手することができますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておりません。なお、この文書で言及されている本海外募集に係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

2. 調達資金の使途等

(1) 今回の調達資金の使途

本海外募集に係る手取概算額約 10,910 百万円（注 1）について、当社グループの軌道上サービスの更なる成長に資する投資として、以下のとおり充当する予定であります。

① 防衛案件に対する投資資金（2027 年 4 月期までに 4,000 百万円）

近時、軌道上サービスに係る防衛需要は高まっており当社においても、例えば足元では、防衛省より機動対応宇宙システム実証機の施策に係る大型契約（2025 年 2 月 27 日公表、受注金額 6,609 百万円（税抜））や、政府プログラムの一環として BAE Systems plc より新規ミッション（2025 年 1 月 14 日公表、受注金額 5.15 百万英ポンド（税抜、1,002 百万円（注 2）））を受注しており、その他にも複数の防衛案件について交渉を行うなどしております。こうした急拡大する防衛需要を捉えるべく、秘匿性の高い案件の遂行に向けたセキュリティ性の高い設備の拡充や、防衛案件に係るプロジェクト開発費、研究開発費等の一部として 2027 年 4 月期までに 4,000 百万円を充当する予定です。

② LEX ミッションに対する投資資金（2027 年 4 月期までに 6,000 百万円）

当社グループは、LEX サービスにおける民間需要が、当社グループ事業の今後の成長ドライバーとなると考えております。当社グループにおいては、現在商業サービス用衛星初号機 LEXI-P を開発しておりますが、今後 LEX サービスの更なる需要に応えるべく、後続の LEX 商業サービス衛星の開発費等として、2027 年 4 月期までに 6,000 百万円充当する予定です。

③ 将来的なミッション・設備に対する投資（2027 年 4 月期までに 910 百万円）

当社が 2024 年 6 月に東京証券取引所グロース市場へ上場して以降も、当社グループを取り巻く事業環境は急速に変化を遂げており、軌道上サービス需要の高まりは加速化しております。

例えば、直近では欧州宇宙機関が手掛ける CAT-IOD のフェーズ A のミッションを受注する（2025 年 1 月 21 日公表、受注金額 0.59 百万ユーロ（税抜、95 百万円（注 3）））など、上場の時点においては想定されなかった需要が見られております。その他にも、既に受注した英国宇宙庁が主導する英国デブリ除去ミッションのソリューションである COSMIC の後続ミッションが想定されている等、今後も更なる需要の高まりが想定されます。

こうした軌道上サービス需要の増加に適時に対応するため、既に受注した案件の後続ミッションや、その他潜在的なミッションに向けた設備拡大、プロジェクト開発費、研究開発費の一部として、2027 年 4 月期までに 910 百万円を充当する予定です。

（注 1）手取概算額は、2025 年 5 月 7 日（水）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。本海外募集の手取概算額は発行価格等決定日に決定されますが、実際の手取概算額が上記の見込額を上回る場合には、上記の見込額を上回った分の手取概算額を上記③の将来的なミッション・設備に対する投資に充当する予定です。また、実際の手取概算額が上記の見込額を下回る場合には、まず上記③の将来的なミッション・設備に対する投資への充当予定額を減少させ、さらに必要な場合には、上記①の防衛案件に対する投資資金及び上記②の LEX ミッションに対する投資資金への各充当予定額を当該各充当予定額の比率に応じて減少させる予定です。

（注 2）2025 年 1 月 10 日現在における為替レート（1 英ポンド=194.58 円）により換算。

（注 3）2025 年 1 月 20 日現在における為替レート（1 ユーロ=160.51 円）により換算。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本海外募集による 2025 年 4 月期通期連結業績予想の変更はありません。当社グループの財務

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもありません。米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、米国証券法に基づいて作成される英文目論見書によって行うこととなり、同文書は当社より入手することができますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておられません。なお、この文書で言及されている本海外募集に係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

体質を改善、強化し、中長期的な成長と収益性改善に資することで、当社グループの企業価値の更なる向上につながるものと考えております。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けていますが、宇宙技術の研究開発には多額の初期投資が必要であり、その投資回収も長期にわたる傾向にあります。当社グループも創業以来、継続的に営業損失及び当期損失を計上しております。このような状況の中で、当社は積極的な開発推進によって市場の形成を急ぎ、当社グループの成長を推進し、その結果として企業価値を向上させることが、株主利益の最大化に繋がると考えており、これを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤を長期的に安定させるための財務体質の強化及び将来の継続的な事業展開を実現するための投資資金として、有効に活用する方針であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2022年4月期	2023年4月期	2024年4月期
基本的1株当たり当期損失(△)	△73.66円	△111.16円	△101.45円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	0.00円 (0.00円)	0.00円 (0.00円)	0.00円 (0.00円)
実績連結配当性向	—	—	—
親会社所有者帰属持分当期利益率	—	—	—
親会社所有者帰属持分配当率	—	—	—

- (注) 1. 基本的1株当たり当期損失については、普通株式の期中平均株式数により算定しております。なお、当社が発行する種類株式は、当期利益の分配に関して普通株式と同じ権利を有することから、1株当たり利益の計算上、普通株式数に含めております。
2. 親会社所有者帰属持分当期利益率については、親会社の所有者に帰属する当期損失が計上されているため、記載しておりません。1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)、実績連結配当性向及び親会社所有者帰属持分配当率については、配当を行っていないため記載しておりません。
3. 当社は、2022年3月4日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、2022年4月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期損失を算定しております。

4. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、会社法の規定に基づく新株予約権方式のストック・オプションを発行しており、内容は次のとおりであります。なお、本海外募集後の発行済株式総数(135,517,800株)に対する潜在株式数(下記の交付株式残数)の比率は7.25%となる見込みであります。

(注) 下記の交付株式残数が全て新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法(以下「米国証券法」といいます。)に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもありません。米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、米国証券法に基づいて作成される英文目論見書によって行うこととなり、同文書は当社より入手することができますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておりません。なお、この文書で言及されている本海外募集に係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

ストック・オプションの付与状況（2025 年 4 月 30 日現在）

決議日	交付株式 残数	新株予約権の 行使時の 払込金額	資本 組入額	行使期間
2019 年 1 月 24 日 （第 3 回新株予約権）	2, 899, 200 株	291 円	145. 5 円	2019 年 2 月 1 日から 2026 年 7 月 31 日まで
2019 年 9 月 13 日 （第 4 回新株予約権）	453, 000 株	555 円	277. 5 円	2022 年 9 月 15 日から 2026 年 7 月 25 日まで
2019 年 12 月 13 日 （第 4 回（その 2）新株 予約権）	543, 000 株	555 円	277. 5 円	2022 年 12 月 15 日から 2026 年 7 月 25 日まで
2020 年 10 月 15 日 （第 5 回新株予約権）	420, 000 株	806 円	403 円	2022 年 12 月 15 日から 2027 年 7 月 29 日まで
2021 年 3 月 15 日 （第 5 回 - 2 新株予約 権）	244, 400 株	806 円	403 円	2023 年 3 月 23 日から 2028 年 2 月 26 日まで
2021 年 4 月 15 日 （第 5 回 - 2（その 2） 新株予約権）	72, 000 株	806 円	403 円	2023 年 4 月 23 日から 2028 年 2 月 26 日まで
2021 年 4 月 28 日 （第 5 回 - 2（その 3） 新株予約権）	22, 000 株	806 円	403 円	2023 年 5 月 6 日から 2028 年 2 月 26 日まで
2021 年 10 月 26 日 （第 5 回 - 2（その 4） 新株予約権）	217, 700 株	806 円	403 円	2023 年 11 月 7 日から 2028 年 2 月 26 日まで
2022 年 1 月 11 日 （第 6 回新株予約権）	271, 500 株	806 円	403 円	2022 年 7 月 30 日から 2027 年 7 月 29 日まで
2021 年 12 月 9 日 （第 7 回新株予約権）	316, 000 株	862 円	431 円	2023 年 12 月 17 日から 2028 年 12 月 9 日まで
2022 年 1 月 4 日 （第 7 回（その 2）新株 予約権）	387, 200 株	862 円	431 円	2024 年 1 月 6 日から 2028 年 12 月 9 日まで
2022 年 1 月 17 日 （第 7 回（その 3）新株 予約権）	260, 000 株	862 円	431 円	2024 年 1 月 25 日から 2028 年 12 月 9 日まで
2022 年 1 月 26 日 （第 7 回（その 4）新株 予約権）	24, 000 株	862 円	431 円	2024 年 1 月 28 日から 2028 年 12 月 9 日まで
2022 年 11 月 15 日 （第 7 - 2 回新株予約 権）	1, 228, 000 株	862 円	431 円	2024 年 11 月 23 日から 2029 年 10 月 31 日まで
2022 年 12 月 14 日 （第 8 回新株予約権）	34, 000 株	862 円	431 円	2024 年 12 月 15 日から 2029 年 10 月 31 日まで
2023 年 2 月 14 日 （第 7 - 2 回（その 2） 新株予約権）	263, 000 株	862 円	431 円	2025 年 2 月 22 日から 2029 年 10 月 31 日まで
2024 年 1 月 16 日 （第 9 回新株予約権）	1, 722, 000 株	1, 000 円	500 円	2026 年 1 月 24 日から 2031 年 1 月 5 日まで

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもありません。米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、米国証券法に基づいて作成される英文目論見書によって行うこととなり、同文書は当社より入手することができますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておりません。なお、この文書で言及されている本海外募集に係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

2024年2月7日 (第9回(その2)新株 予約権)	200,000株	1,000円	500円	2026年2月9日から 2031年1月5日まで
2024年2月7日 (第9回(その3)新株 予約権)	55,000株	1,000円	500円	2026年2月9日から 2031年1月5日まで
2024年2月7日 (第10回新株予約権)	192,000株	1,000円	500円	2026年2月9日から 2031年1月5日まで

(注) 第1回新株予約権及び第2回新株予約権は、2025年4月30日の経過をもって行使期間の満了により消滅しているため、上表には記載しておりません。

(3) 過去3年間のエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額 (千円)	増資後資本金 (千円)	増資後資本準備金 (千円)
2023年2月27日 (注) 1.	10,225,183	5,228,522	26,651,509
2023年10月6日 (注) 1.	1,000,000	600,000	26,819,886
2024年6月4日 (注) 2.	17,590,595	8,895,297	23,334,459
2024年7月2日 (注) 3.	2,479,514	10,161,092	24,600,254

- (注) 1. 有償第三者割当
2. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
3. 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

② 過去3決算期間及び直前の株価の状況

	2023年4月期	2024年4月期	2025年4月期	2026年4月期
始値	—	—	1,281円	768円
高値	—	—	1,581円	829円
安値	—	—	513円	738円
終値	—	—	772円	738円
株価収益率	—	—	—	—

- (注) 1. 当社株式は、2024年6月5日付で株式会社東京証券取引所グロース市場に上場しましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
2. 2026年4月期の株価については、2025年5月7日（水）現在で記載しております。
3. 2023年4月期及び2024年4月期の株価収益率については当社株式が非上場であるため、記載しておりません。また、2025年4月期の株価収益率については未確定のため、2026年4月期の株価収益率については期中であるため、記載しておりません。

(4) ロックアップについて

本海外募集に関連して、当社は、引受人との間で、発行価格等決定日から本海外募集に係る受渡期日（当日を含みます。）後180日目までの期間（以下「ロックアップ期間」といいます。）中、引受人の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（但し、本海外募集及び株式分割による新株式発行等を除きます。）を行わない旨を合意しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもありません。米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、米国証券法に基づいて作成される英文目論見書によって行うこととなり、同文書は当社より入手することができますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておりません。なお、この文書で言及されている本海外募集に係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

また、当社株主である岡田光信、ブラッカビー・クリストファー及び松山宜弘は、引受人との間で、ロックアップ期間中、引受人の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の譲渡又は処分等（但し、単元未満株式の買取請求による当社普通株式の売却又は譲渡、当社による自己株式の取得に応じた当社普通株式の売却又は譲渡等を除きます。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、引受人はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

(5) 安定操作について

本海外募集に関して、安定操作取引は行われません。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、本海外募集に関して一般に公表することのみを目的とする公表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。当社普通株式は米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今般登録がなされるものでもありません。米国において同株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、米国証券法に基づいて作成される英文目論見書によって行うこととなり、同文書は当社より入手することができますが、本件においては米国内で公募を行うことは予定されておりません。なお、この文書で言及されている本海外募集に係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。